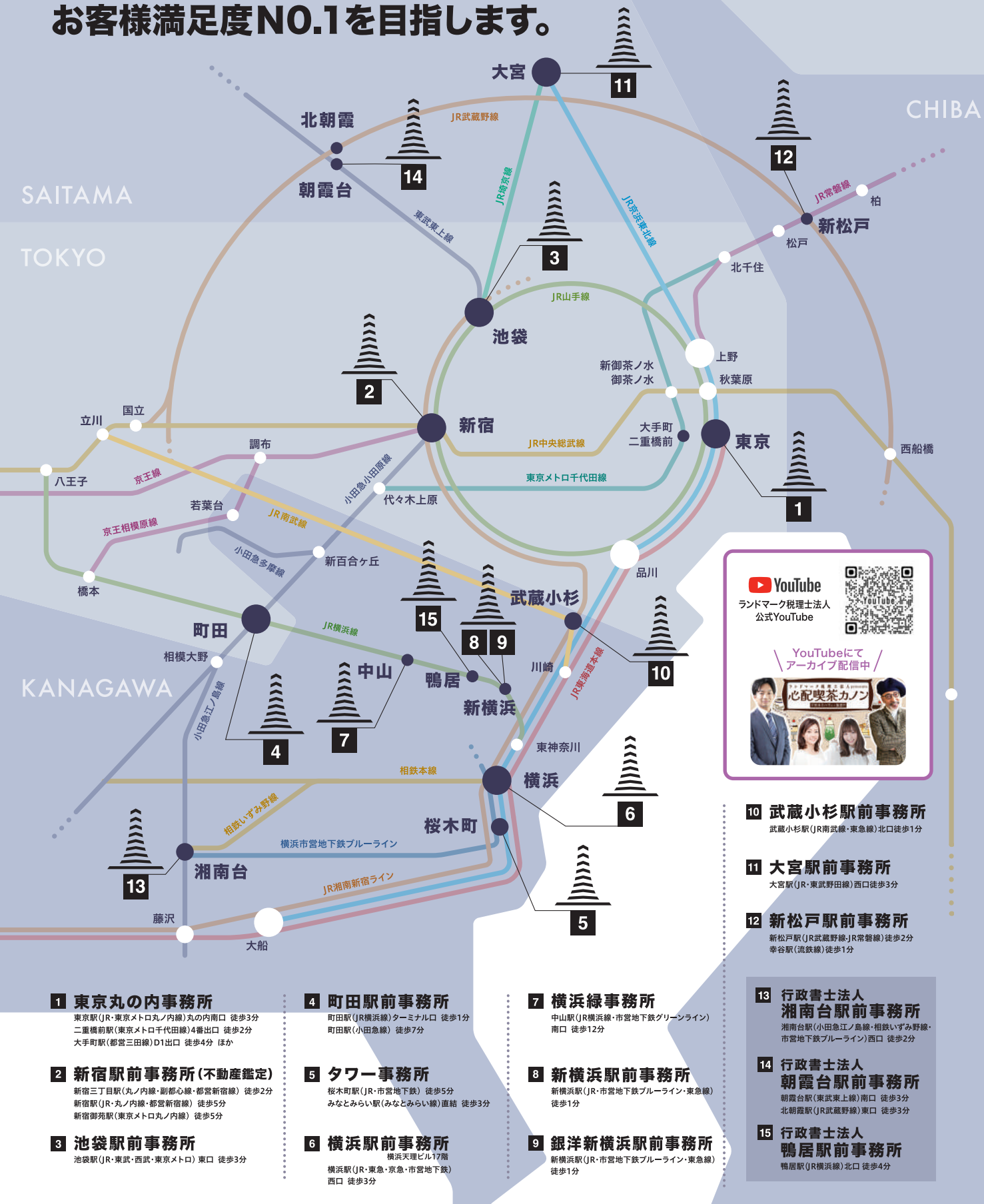


ランドマーク税理士法人は税金と資産運用のプロとして
お客様満足度NO.1を目指します。



ランドマーク税理士法人グループ

- ランドマーク税理士法人 ● ランドマーク行政書士法人
- 株式会社ランドマーク不動産鑑定 ● 株式会社ランドマークコンサルティング
- 株式会社ランドマークエデュケーション ● 一般社団法人相続マイスター協会

丸の内相続プラザ 丸の内相続大学校

平日 9:00-18:00
土曜日 9:00-18:00
日・祝 10:00-17:00
※ご相談は土日も対応

https://www.landmark-tax.com ランドマーク税理士法人 検索
0120-48-7271

企画発行：ランドマーク税理士法人

地主・経営者のための情報マガジン

あぐりタイムズ
AgriTimes

2025
November

11

vol.244

贈与税の非課税措置を使用して
相続税対策をしませんか？

NISA口座の相続時の注意点

営業職に役立つ！

ゴルフの
心髄

税務の知識を
楽しく学ぶ！

QuizKnock

コラボ動画企画



“FMヨコハマ” “NACK5”
“千葉テレビ” “テレビ東京”
でCM放送中

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク！



パリ 凱旋門

贈与税の非課税措置を使用して相続税対策をしませんか？

今回は小室が
お伝えします！

贈与税とは、「あげる」「もらう」という契約で110万円を超える財産が両者の間で移転すると、貰った側にかかる税金です。贈与税には相続税と同じく基礎控除額がありますが、相続税に比べて贈与税は負担が大きく、基礎控除額は110万円です。ここでは贈与税の概要や非課税措置について説明します。どんな非課税措置があるのか確認して、相続対策を行いましょう。

動画でも解説中！



1 概要

1 贈与税がかかる財産

贈与税は現金や預貯金の他に不動産や車などの財産にもかかります。贈与税の申告をして納税するのは財産を貰った人です。

贈与税がかかる場合

- ・株式などの有価証券
- ・土地や建物などの不動産
- ・保険料を負担しないで保険金を受け取った場合

贈与税がかからない場合

- ・日常の生活費
- ・扶養義務者から受けた生活費や教育費など通常必要なもの
- ・個人からのお中元、お歳暮、香典など社会通念上相当と認められるもの

2 税額

贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度の2種類の制度があります。

① 暦年課税制度：年間110万円を超えると課税

暦年課税制度で財産を受け取った場合には、1年間で合計110万円以上受け取った場合に贈与税の申告が必要になります。暦年課税に係る基礎控除額は、贈与をした人ごとではなく、贈与を受けた人ごとに1年間で110万円となります。1年間に複数の人から贈与を受けた場合、その贈与を受けた財産の価額の合計額から控除できる基礎控除額は贈与者の人数に関わらず110万円となります。

② 相続時精算課税制度：累計で2,500万円を超えた場合

相続時精算課税制度で財産を受け取った場合には、貰った財産の累計が2,500万円を超えた時に贈与税がかかります。2024年1月1日以降は、2,500万円とは別に年間110万円までもらっても贈与税の申告は不要となりました。ただし、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などの直系卑属に対してしか適用できないことや、一度相続時精算課税制度を選択するとその贈与者からの贈与は暦年課税制度に変更が出来ないことなど、制度を使用する時には注意が必要です。相続時精算課税の基礎控除も贈与を受けた人ごとに1年間で110万円となります。したがって、1年間に複数の人から相続時精算課税に係る贈与を受けた場合、110万円を按分することになります。

贈与財産が相続税の課税対象に!?

相続開始前7年以内に被相続人から財産を贈与された人は、その贈与財産が相続税の対象となります。2024年1月1日以降の贈与については段階的に期間が延長されて2031年1月1日からは7年間の加算となる為、注意が必要です。

加算期間の例 ※表中の×は相続開始を表す。

	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)
事例① 2027/6/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
事例② 2028/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
事例③ 2029/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
事例④ 2030/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
事例⑤ 2031/1/1 相続発生		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

←→ (改正により追加された部分) 100万円を控除した残額を加算

←→ (相続開始前3年以内の贈与) 従来通り加算

3 申告方法と期限

贈与税の申告は、財産を受け取った年の翌年2月1日～3月15日までの間に行う必要があります。申告するには、紙の申告書を作成して提出する他、電子申告(e-Tax)で申告する方法があります。相続時精算課税制度を適用する場合は、贈与税の申告書に「相続時精算課税制度選択届出書」を添付して申告し、その申告以降は基礎控除の110万円を超える場合には、贈与を受けた年ごとに贈与税の申告書を提出しなければなりません。

2 贈与税の非課税制度

1 配偶者控除

夫婦間で居住用の不動産を贈与する場合、配偶者控除という制度があります。この制度は、夫婦間で自宅を自宅を購入するための資金を贈与した場合、贈与税の申告書と必要書類を提出すると最大2,000万円まで非課税となります。

適用条件と特徴

- ・結婚して20年以上の夫婦であること
- ・居住用不動産そのものの贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であり、翌年3月15日までに不動産を取得していること
- ・過去に同一配偶者からの贈与について、この特例を使用していないこと
- ・贈与を受けた配偶者は、その居住用不動産に居住し、その後引き続き住む見込みがあること

2 住宅取得等資金の贈与

子や孫が住宅を購入するための資金を親や祖父母から受け取る場合、住宅取得資金の贈与の制度が利用できるか確認しましょう。この制度を利用して購入した住宅が省エネ等住宅なら1,000万円まで、それ以外なら500万円までは非課税となります。こちらも贈与を受けた年の翌年に贈与税の申告が必要です。

適用条件と特徴

- ・贈与者(あげる人) : 父母や祖父母など、受贈者の直系尊属であること ※配偶者の両親には使用できません。
- ・受贈者(貰う人) : ①贈与を受けた年の1月1日に18歳以上であること
②贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること

3 教育資金の贈与

親から子、祖父母から孫など直系尊属から教育資金に充てるために贈与を受けた場合は、最大1,500万円(学校以外に支払う教育費(制服や学習塾の月謝など)については最大500万円)まで非課税となります。

適用条件と特徴

- ・贈与者(あげる人) : 父母や祖父母など、受贈者の直系尊属であること
- ・受贈者(貰う人) : 契約日において30歳未満であること
- ・贈与税の申告は不要だが、金融機関と教育資金管理契約を結んだあと、専用の教育資金口座を開設する必要がある

4 結婚・子育て資金の贈与

子や孫の結婚や子育て費用として、親や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合は最大1,000万円(結婚のための費用は300万円)まで非課税となります。

適用条件と特徴

- ・贈与者(あげる人) : 父母や祖父母など、受贈者の直系尊属であること
- ・受贈者(貰う人) : 契約日において18歳以上50歳未満であること
- ・贈与税の申告は不要だが、金融機関と結婚・子育て資金管理契約を結んだあと、専用の結婚・子育て資金口座を開設する必要がある

3 生前贈与で相続税対策を行う方法があります

生前贈与を活用することで、相続税の対策にも繋がります。例えば、毎年基礎控除以内で贈与を行えば、贈与税をかけずにまとまった金額を贈与することが出来ます。ただし、毎年同じ時期に同じ金額を贈与している場合は「定期贈与」と見なされる場合があります。定期贈与とみなされた場合は、総額に対して贈与税が課税されることもあるため贈与契約書の作成や、贈与する金額や時期を変えるなど対策が必要です。

また、賃貸物件を生前贈与することも相続対策の1つといえます。賃貸物件を贈与することで贈与者の不動産所得を分散でき、贈与後の家賃収入は受贈者の財産になるので贈与者の所得を減らす効果を期待できます。生前贈与すべきかは相続発生時の状況も考慮して判断する必要がある為、お困りのことがございましたらランドマーク税理士法人までご相談ください。



ランドマーク便り

メディア掲載情報

新聞



【日本経済新聞】
7月9日(水)夕刊5面
マネー相談【黄金堂パーラー「小規模宅地」、特例で減額】にて弊社代表清田のコメントが掲載されています。



【日本経済新聞】
7月31日(木)朝刊10面
「相続・事業承継フェア2025」告知欄にて、弊社代表清田の講演内容が掲載されています。

ウェブメディア



【ランドマーク税理士法人×QuizKnock コラボ動画公開!】
「相続を制する者が、税金を制する!」
～相続王・極～を
弊社 YouTube チャンネルにて公開中!



動画はこちら!

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 税務調査対策セミナー ～法人税編～

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

10月27日(日) 14:00～15:00

新横浜会場
TEL:045-350-5605

税務無料相談会 ※すべて14:00～16:00開催

10月15日(木) 池袋会場
TEL:03-5904-8730

10月15日(木) みなとみらい会場
TEL:045-263-9730

10月15日(木) 朝霞台会場
TEL:048-424-5691

10月16日(金) 丸の内会場
TEL:03-6269-9996

10月16日(金) 新宿会場
TEL:03-6709-8135

10月16日(金) 武蔵小杉会場
TEL:044-281-3003

10月16日(金) 大宮会場
TEL:048-776-9684

10月16日(金) 新松戸会場
TEL:047-702-7220

10月16日(金) 湘南台会場
TEL:0466-86-7025

10月23日(木) 町田会場
TEL:042-720-4300

10月23日(木) 横浜駅前会場
TEL:045-755-3085

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。
※本セミナーは同業他社様の参加はご遠慮いただいております。

ショート動画はコチラ!
弊社税理士 清田幸佑が
今回のセミナーについて
ポイントを解説します!



清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

皆さんおにぎりは好きですか?
ピクニックや運動会などのイベント時には持ち運びもしやすく大活躍しますよね。
そんなおにぎりは弥生時代から食べられているらしく日本のファストフードでもありソウルフードでもあるかと思っています。
ちょっと前には某コンビニの「悪魔のおにぎり」がヒットしましたし、おにぎり専門店がミシュランに選ばれるなど、おにぎりの魅力が再び注目されているような気がします。

昔はおばあちゃんが素手で握ってくれた思い出がありますが、今はラップを使った、「おにぎらず」という握らないおにぎりなどいろいろな形のおにぎりがありますね。
衛生面から言えば、ラップの方がいいですがおにぎり専門店では美味しさを追求して素手に塩を馴染ませて握っているところが多いようです。
食中毒が怖い季節は濃いめの塩水をスプレーに入れてそれを吹き付けてラップで握るのが良さそうですね。

NISA口座の相続時の 注意点

今回は
大坂(国税OB)が
お伝えします！

動画でも
解説中！



故人のNISA口座を相続した場合、相続税はかかるのでしょうか。
また相続する場合の注意点がありますか？

亡くなる前にNISA口座を開設していた人に相続が発生した場合、預金だけではなくNISA口座についても考えなければならなくなるので要注意です。
NISA口座では様々な方法で資産運用できますが、NISA口座の名義人が死亡した場合にはNISA口座で保有していた投資商品も相続財産として考えます。したがって、相続税の課税対象となります。

A

解説

1 NISAとは？

NISAとは、**少額投資非課税制度**のことを指します。一定金額までの投資であれば、ルールを満たすことによって利益が非課税となる制度で、この制度は2014年から開始されました。

NISA外での投資では、通常、売却益や配当金には20.315%の税金が課されます。NISAを利用するだけで大きな節税効果が得られるので、気軽に始められる投資の方法として人気となっています。ただし、すでに述べたように相続の際にはNISAで保有していた投資商品も相続財産となるので気を付けましょう。

またこれまでは一般NISAとつみたてNISAの2種類の投資方法があり、どちらかを選ばなければなりませんでした。が、2024年の新制度では1つにまとめられました。

新しいNISAでは、**成長投資枠**※1とつみたて投資枠※2という枠ができ、それぞれの枠を併用できるので(合わせて最大1,800万円)、非課税になる金額も大きくなりました。

※1 **成長投資枠**は一括または積み立てで投資対象を購入でき、1年間での投資可能枠は240万円。非課税となる保有限度額は1,200万円で、一定条件をクリアした株式や投資信託、ETFなどさまざまな投資商品を扱うことができます。

※2 **つみたて投資枠**は、定期的に積み立てることによって投資ができ、1年間での投資可能枠は120万円。非課税となる保有限度額は1,800万円と成長投資枠よりも多く、長期投資や積立投資などに適していると判断された投資信託しか扱えないので、成長投資枠よりも選択肢は狭まります。

2 NISA口座の相続時の取り扱い

(1)相続人のNISA口座には移管できない

被相続人がNISA口座で投資を行っている場合、相続人も自分のNISA口座を持っていたとしてもそちらに中身を移すことはできず、相続人の通常口座に移動させることになっています。また、NISA口座の非課税期間は相続が発生した日までなので、口座の名義人が存命の間は非課税で投資ができますが、相続が発生すると非課税は適用されなくなります。

(2)NISA口座を引き継ぐ際の取得価額

通常口座では相続が発生すると、被相続人が取得した日と取得価額をそのまま相続人が引き継ぎますが、NISA口座の場合には取得日は相続が発生した日であり、取得価額は相続が発生した日の終値で判断します。

(3)相続発生時までの含み益は非課税

NISA口座による非課税の制度は、名義人が存命中は続きます。したがって、相続が発生するまでの含み益がある場合でも、税金は発生しません。

《例》株式などを取得した際に150万円で、相続発生時に200万円の時価だった場合、50万円の含み益に税金は発生しません。

(4)相続が発生した後の配当金や分配金は課税の対象

相続発生時までの含み益は非課税ですが、相続が発生したあとの配当金は課税対象となります。配当金にかかる税率は20.315%なので、予想以上に高額な納税が発生するかもしれないので注意が必要です。

3 NISA口座の相続時の流れ

1. 金融機関へ連絡をし、必要書類を取り寄せる

金融機関に必要書類を送ることによって名義変更の手続きができますので、まずは証券会社を特定して必要書類を請求するところからはじめます。手がかりが見つからない場合でも、証券保管振替機構に情報開示してもらうことによって情報を得ることができます。証券保管振替機構というのは、証券を保管している機関で必要書類を用意して送ることによって被相続人の取引情報が得られます。

※投資信託しか保有していない場合は株主宛てに証券会社等から送付される取引残高報告書等を確認してください。ネット証券の場合には直接証券会社へ問い合わせ確認してください。

2. 残高証明書を取得し、被相続人の保有銘柄を特定する

どのような銘柄をどれくらい持っていたのかを特定する必要がある、それによって、NISA口座から相続する財産の金額も算出できます。

3. 遺言書の有無を確認し、必要に応じて遺産分割協議を行う

遺言書がある場合は、遺産の分け方について指定がないかを確認します。遺言書に特に指定がない場合には、民法で定められている相続割合に応じて分けていきます。

一方で、相続人全員で遺産分割協議を行うことによって、遺言や法定相続分とは違う内容でも遺産を分けられます。遺産分割協議では、遺産をどのように分けるのか全員で話し合うことが重要です。相続人全員が合意しなければせっかく決めた内容も無効になりますので、先に相続人を特定し、話し合いの場を設けましょう。行方不明だからといってその人がいないままで手続きを進めると、遺産分割協議は無効になってしまいます。税金のことも考えて、全員が納得できるまで話し合うことが必要です。

4. 必要書類を金融機関へ提出し、名義変更手続きを完了させる

必要書類を金融機関へ提出し、名義変更手続きを完了させます。遺言によって、または法定相続分や遺産分割協議によって決まった内容に従い、名義変更の手続きを行いましょう。

★NISAで運用していた株式を相続して売却し、相続税の納税があり、相続した株式等に売却益が発生した場合は、**取得費加算の特例**を使うことができます。相続発生日から3年10か月以内に相続したものを売却した場合には所得税の負担が軽減されます。

4 まとめ

NISA口座の相続時の取り扱いには、相続人のNISA口座には移管できないことや、NISA口座を引き継ぐ際の取得価額が通常口座と異なること、相続発生時までに発生した含み益は非課税であること、相続後の配当金や分配金は課税の対象であることなど注意点が多くあります。分からないことがございましたらランドマーク税理士法人にご相談ください。

営業職
必見!

ゴルフの 心 髓



動画で解説!
ぜひご覧ください



第86時限 なぞる力

なんとも難しい状況に遭遇してしまいました。
ボールはバンカー内、しかも高低差が5～6mもある打ち落とし。
どの程度のバックスイングで～
どこまでボールを飛ばして～
どのくらいのランで、どのくらいのグリーンの傾斜なのか?
各々を細かく観察しなければなりません。
この観察は、自分の出来る範囲で最大限努力をしてください。
次に、全体的にこのショットをイメージする必要があります。
一般的にはショットをする方向から、
ボールとピンを見てイメージします。
ゴルフの心髓では、これと全く逆の発想でイメージをします。

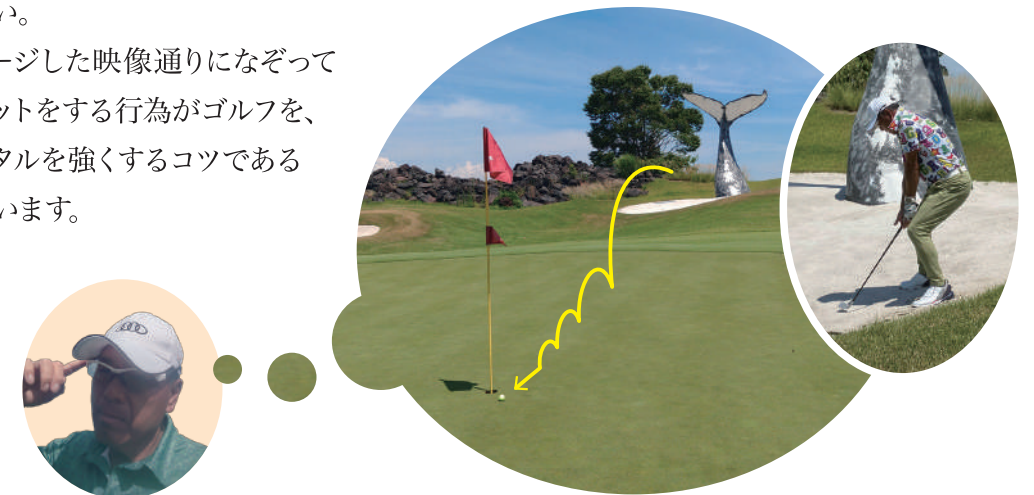


ピン方向から、自分がショットする場所をあたかもテレビのゴルフ中継の映像のように、自分に置き換えます。そして映像の中にいる自分がショットをし、その打球がフワッと舞い上がり、グリーンに落下し、少し転がりながらカップインする、またはピン側にOKの距離に寄る映像を鮮明に頭の中でイメージします。

難しい状況なので成功イメージが出来なくても、何度も何度も頑張って、頭の中で成功するまで繰り返してください。成功イメージが出来上がったら、ボールのところに行き、実際にショットをするわけですが、先ほど作り上げたイメージ成功ショットのVTRを“なぞる”ようにショットをします。

ショットのメカニズムや、打ち方にこだわらず、このVTRを“なぞる”ことのみに集中してください。

イメージした映像通りになぞって
ショットをする行為がゴルフを、
メンタルを強くするコツである
と思います。



★難しい状況下ではもちろんのこと、朝一番のティーショットからパターに至るまでこの成功イメージVTRをなぞる習慣を欠かさず出来たら～、一年後の平均スコアが楽しみです!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級